

館山市こども誰でも通園制度についてご案内

保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。就労要件を問わず、月 10 時間まで通園できます。

こども誰でも通園制度は、保護者の病気や何らかの理由により一時的に保育を必要とする場合に利用する一時預かりとは異なり、保護者とともにごどもの育ちを支えていくための制度です。家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもの育ちを応援したり、保護者のサポートをするものです。

【利用登録申請及び利用の流れ】

「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書」及び「子の健康状況調査票」を提出してください。

館山市こども課から「乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）」を発行します。

利用を希望する園へ予約をしてください。初めて利用する園は事前面接を行いますので、事前面談の予約もお取りください。

※面談の際は館山市が発行した「乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）」を持参してください。

※園への連絡は9：00～16：00の間をお願いします。

利用開始

【対象】

生後 6 か月から満 3 歳未満のお子さんで、現在、保育所など※に在籍していないお子さんが対象となります。

※保育所などとは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業をいいます。

※一時預かり事業や幼稚園のプレ保育を利用されている場合でも、本事業をご利用いただけます。

こども  誰でも通園制度

【実施園】

- ・館山市立船形こども園 館山市船形 406-7 ☎27-2524
- ・館山市立九重こども園 館山市安東 751 ☎22-9800
- ・館山市立房南こども園 館山市犬石 1496 ☎28-2431

【利用時間】

月曜日～金曜日 9：00～11：00

※土日・祝日・年末年始を除く

1回あたり1時間単位で月10時間まで利用できます。

【料金】

1時間300円

各園にてQRコード決済（PayPay）によるお支払いをお願いします。

【キャンセル】

- ・利用キャンセルは9：00～16：00の間に園へ直接連絡をしてください。
- ・前日の16時以降にキャンセルされた場合は、施設側でお預かりの準備を整えているため、料金が発生するとともに、『こども誰でも通園制度』を利用したものとみなし、利用カードに押印します。後日、施設へ利用カードをご持参のうえ、お手続きください。

【その他】

- ・申請後に住所変更など世帯の状況に変更が生じた場合は、こども課窓口に申し出てください。
- ・園行事や入園の状況等で利用できない場合があります。
- ・利用の予約は前日の12：00までにお願いします。
- ・市外の方のご利用は事前にお問い合わせください。
- ・1月あたり1人1施設のみのご利用にご協力をお願いします。

【問合せ先】

館山市こども課幼保係 ☎0470-28-5008

こども  誰でも通園制度